

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子

記

第 1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称：独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
代表者：本部長 田中 伸和
所在地：東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号 新宿アイランドタワー13 階
- 対象事業の名称及び種類
名称：(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業
種類：高層建築物の新築
- 対象事業の所在地
所在地：東京都港区北青山三丁目の一部

第2 意見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

大気汚染及び騒音・振動について、影響に配慮すべき計画地周辺の施設として、教育施設や福祉施設等に加えて医療施設についても明らかにした上で、適切な環境保全のための措置を検討し、予測・評価を行うこと。

第3 その他

選定した環境影響評価の項目及び調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合や、調査等の手法に変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。